八、大字三輪字小尻平七（次の図に示す部分に限る。）、字長野五六の一、五六の五、五七の一、字沢上一一一、一一二の一、一一二の三、設楽町豊邦字日影四の二・四の三（以上二筆国有林）、一の一から一の三まで、二の一、三、四の一、字明桃平二六の三（国有林）、三、四、二二、二六の一、二七の一、二七の三、二七の四、二八、田峯字庄ノ津七の三から七の六まで、字堂ノ根一から五まで、九、九の一、一一、一三、一四、一六、一七、字久手平九、一〇、一四、字諸畑一一の一、一二の一、二、二〇の一、二〇の一〇、二〇の一一、二〇の一二、三、字砂多五の四、五の八、六の三、六の六、七の三、七の五、八の三から八の五まで、一三の一から一三の四まで、一三三から一三五まで、一三七、字駄坂一一、一三、字城坂六の一（次の図に示す部分に限る。）、六の二、六の三、七の二、七の四、七の六、八の一から八の三まで、清崎字柿木貝津二九の五（次の図に示す部分に限る。）、二九の一、字井戸上三の一、三の二、字兵ノ久保二二（次の図に示す部分に限る。）、字横手一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小松字池窓二の一、二の三から二の六まで、一〇から一二まで、字滝坂一の三七から一の三九まで、一の一三三、和市字笠井二一・二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字長野五六の一、五六の五、五七の一、字沢上一一一、一一二の一、一一二の三、設楽町豊邦字日影四の二・四の三（以上二筆国有林）、一の一から一の三まで、二の一、三、四の一、字明桃平二六の三（国有林）、二